

令和3年門審第36号

裁 決

モーターボートA運航阻害事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官松崎範行出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和2年8月2日14時00分

大分県関埼北西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

登 録 長 6.80メートル

機 関 の 種 類 電気点火機関

出 力 84キロワット

3 事実の経過

Aは、平成4年8月に進水し、船体ほぼ中央に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪、機関遠隔操縦装置及びGPSプロッターをそれぞれ装備したFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、令和2年8月2日05時30分大分港の係留地を発し、大分県佐賀関港北方沖合の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、今まで前示釣り場までしか行ったことがなく、発航時、容量160リットルの燃料タンクに毎回燃料を20リットル補給して航行していた。

a受審人は、06時00分佐賀関港北方沖合の釣り場に到着して釣りを行ったものの、釣果が得られなかったため、大分県高島南方沖合の釣り場に移動することとし、11時00分関埼灯台から307度（真方位、以下同じ。）2.3海里の地点を発進した。

釣り場を発進したとき、平素よりも航行距離が延びる釣り場まで移動すると、燃料が欠乏するおそれがあったが、発航前、燃料レベル計が中間よりも上方にあったので、多少航行距離を延ばしても航行に支障はないものと思い、燃料タンクの残油量を確認するなど、燃料保有量の確認を十分に行わなかった。

a受審人は、11時30分高島南方沖合の釣り場に到着して釣りを行ったのち、13時30分同釣り場を発進して帰途に就き、13時58分半少し前関埼灯台から000度1,100メートルの地点で、針路を269度に定め、15.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

こうして、a受審人は、大分港の係留地に向けて続航中、14時00分関埼灯台から326度1,300メートルの地点において、Aは、燃料油が欠乏して機関が停止し、航行不能となった。

当時、天候は晴れで風力3の北風が吹き、潮候はほぼ低潮時にあたり、視界は良好であった。

その結果、来援した巡視艇にえい航されて佐賀関港に引き付けられた。

(原因及び受審人の行為)

本件運航阻害は、関埼北西方沖合において、佐賀関港北方沖合の釣り場を高島南方沖合の釣り場に向けて発進する際、燃料保有量の確認が不十分で、釣りを終えて大分港の係留地に向けて帰航中、燃料油が欠乏して機関が停止し、航行不能となったことによって発生したものである。

a 受審人は、関埼北西方沖合において、佐賀関港北方沖合の釣り場を高島南方沖合の釣り場に向けて発進する場合、平素よりも航行距離が延びる釣り場まで移動すると、燃料が欠乏するおそれがあったから、燃料タンクの残油量を確認するなど、燃料保有量の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、発航前、燃料レベル計が中間よりも上方にあったので、多少航行距離を延ばしても航行に支障はないものと思い、燃料保有量の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、大分港の係留地に向けて帰航中、燃料油が欠乏して機関が停止する事態を招き、航行不能とさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年7月20日

門司地方海難審判所

審判官 山 本 哲 也